

産業廃棄物処理に係る事務手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>動物愛護管理センター</p>	<p>産業廃棄物収集運搬委託契約及び産業廃棄物処分委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に基づき、契約内容（数量等）を書面で締結しなければならない。下記の2件の契約については、当初の契約書締結後に委託する産業廃棄物の数量を変更することとなったにもかかわらず、それぞれの変更契約書の決裁と締結が、検査日後に行われていた。</p> <p>また、委託する産業廃棄物の数量の変更に伴い委託金額が増額となったが、経費支出変更伺書の決裁が、検査日後に行われていた。</p> <p>1 感染性廃棄物収集運搬の委託契約 (1) 履行期間 : 平成30年9月5日から平成31年3月31日まで (2) 検査日 : 平成30年10月29日 (3) 変更経費支出伺及び変更契約書の決裁日 : 平成31年2月7日 (4) 変更増額 : 648円</p> <p>2 感染性廃棄物処分の委託契約 (1) 履行期間 : 平成30年9月5日から平成31年3月31日まで (2) 検査日 : 平成30年10月29日 (3) 変更経費支出伺及び変更契約書の決裁日 : 平成31年2月7日 (4) 変更増額 : 2,160円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】 （事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）</p> <p>第6条の2 法第12条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。</p> <p>イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量 ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地 ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力 ニ 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨 ホ 産業廃棄物の処分（最終処分（法第12条第5項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力 ヘ その他環境省令で定める事項</p>	<p>検出事項は、関係法令、財務規則を十分に確認しないまま処理したことにより生じたものである。</p> <p>これら会計事務の不備に関して、センター職員を対象に会計事務研修を実施し、適正な事務処理について周知徹底を図るとともに、朝礼において注意喚起を複数回行った。</p> <p>また、支出負担行為額に不足が生じることのないよう、執行状況を管理することとした。</p> <p>今後は、法令、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

		<p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出何書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <hr/> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出何書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出何書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	
--	--	--	--

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年10月10日から同月16日まで)